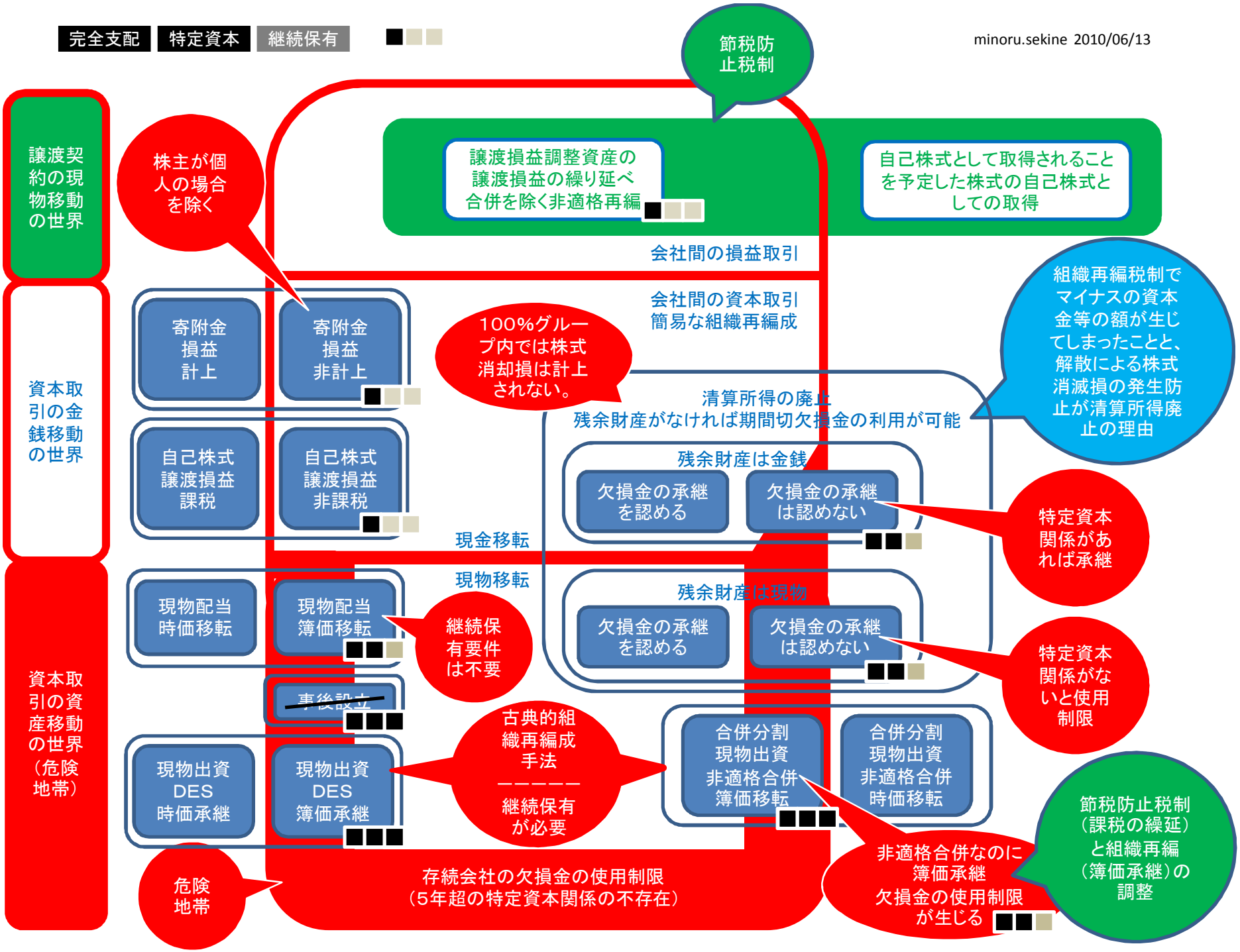
完全支配
特定資本
継続保有
minoru.sekine 2010/06/13
節税防止税制
譲渡契約の現物移動の世界
株主が個人の場合を除く
譲渡損益調整資産の譲渡損益の繰り延べ合併を除く非適格再編
自己株式として取得されることを予定した株式の自己株式としての取得
会社間の損益取引
会社間の資本取引
簡易な組織再編成
資本取引の金銭移動の世界
寄附金損益計上
寄附金損益非計上
100%グループ内では株式消却損は計上されない。
組織再編税制でマイナスの資本金等の額が生じてしまったことと、解散による株式消滅損の発生防止が清算所得廃止の理由
清算所得の廃止
残余財産がなければ期間切欠損金の利用が可能
自己株式譲渡損益課税
自己株式譲渡損益非課税
残余財産は金銭
欠損金の承継を認める
欠損金の承継は認めない
特定資本関係があれば承継
現金移転
現物移転
資本取引の資産移動の世界（危険地帯）
現物配当時価移転
現物配当簿価移転
継続保有要件は不要
残余財産は現物
欠損金の承継を認める
欠損金の承継は認めない
特定資本関係がないと使用制限
事後設立
現物出資DES時価承継
現物出資DES簿価承継
古典的組織再編成手法
継続保有が必要
合併分割現物出資非適格合併簿価移転
合併分割現物出資非適格合併時価移転
非適格合併なのに簿価承継
欠損金の使用制限が生じる
節税防止税制（課税の繰延）と組織再編（簿価承継）の調整
危険地帯
存続会社の欠損金の使用制限
（5年超の特定資本関係の不存在）